

## 鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化して倒壊のおそれのある空家等の除却を促進し、良好な生活環境の保全および安全で安心な地域社会の実現を図るため、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、鯖江市補助金等交付規則（昭和56年鯖江市規則第13号。以下「規則」という。）、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け国住市第350号）および福井県の空き家対策支援事業補助金交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、市内に所在するものをいう。
- (2) 特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等に認定されたもので、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるものをいう。
- (3) 管理不全空家等 空家等のうち、法第13条第1項に規定する管理不全空家に認定されたもので、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあるものをいう。
- (4) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、別表（老朽危険度判定表）に定める評点項目の評点の合計が100以上のものをいう。
- (5) 老朽危険空家等 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 特定空家等、管理不全空家等および不良住宅

イ アに掲げるもののほか、これに類するものとして市長が認める空家等

- (6) 準老朽危険空家等 昭和56年5月31日までに着工または建築された木造の空家等であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項第1号の規定により、別表（老朽危険度判定表）に定める評点区分のうち、構造の腐朽または破損の程度

の評定項目の評点の合計が25以上であるものをいう。

イ アに掲げるもののほか、これに類するものとして市長が認める空家等

(7) 狭あい道路 幅員3メートル未満の空家等の敷地に接する道をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、老朽危険空家等または準老朽危険空家等であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該空家等に係る一切の権利または権限について、その疑義が解決済みのものであること。
- (2) 当該空家等となるに至った原因が、補助金の交付を受けるための故意による行為でないものであること。
- (3) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないものであること。

(補助対象工事)

第4条 この要綱における補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象空家等の全部を除却する工事であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該空家等の敷地内に、工作物、立木、動産等（以下「工作物等」という。）が存在する場合は、当該工作物等の解体または撤去を併せて行うものであること。
- (2) 補助金の交付決定の日において、除却工事に着手していないこと。
- (3) 補助金の申請年度内に除却工事の完了が見込まれること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者（鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者またはこれらの者と密接な関係を有する者を除く。）に請け負わせる工事であること。

(補助対象者)

第5条 この要綱における補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空家等の登記事項証明書（未登記の場合は、家屋補充課税台帳）に所有者として記

載されている者

(2) 前号に掲げる者の相続人

(3) 第1号または前号に掲げる者から補助対象空家等に係る除却について承認を得た者

(4) その他補助対象空家等の処分について、権利を有していると市長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としな

(1) 鯖江市税および料金を滞納している者

(2) 同一年度内に補助金の交付を受けたことがある者

(3) 鯖江市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者  
またはこれらの者と密接な関係を有する者

(4) 前号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象空家等の除却に要した工事費用（補助対象空家等内およびその敷地内に在する工作物等の処分に要する費用は除く。）とする。ただし、工事費用に係る消費税および地方消費税相当額を除く。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。）とし、補助対象工事が、老朽危険空家等の場合には500,000円を、準老朽危険空家等の場合には300,000円を限度額とする。この場合において、補助対象空家等が次の各号のいずれかに該当するときは、老朽危険空家等の除却の場合の限度額を1,000,000円とし、準老朽危険空家等の場合の限度額を600,000円とする。

(1) 老朽危険空家等の主たる構造が木造以外であるもの

(2) 老朽危険空家等または準老朽危険空家等の延べ床面積が200平方メートル以上であるもの

(3) 老朽危険空家等または準老朽危険空家等の敷地が狭あい道路沿いまたは未接道であるもの

(事前調査)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請の前に、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業事前調査申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長

に提出しなければならない。

- (1) 空家等の位置図（地図）
- (2) 空家等の外観写真（全景および空家等の状態が分かる写真）
- (3) 同意書および誓約書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、調査を行い、その判定結果を鯖江市老朽危険空家等除却支援事業事前調査結果通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 申請者は、規則第4条の規定により、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付申請書（様式第4号）に次の掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 直近3月以内に交付された空家等の登記事項全部証明書または未登記の場合は直近3月以内に交付された所有者が記載された固定資産評価証明書
- (2) 直近3月以内に交付された申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (3) 工事見積書（費用の内訳が分かるもの）の写し
- (4) 補助対象者が第5条第1項第2号の相続人である場合は、確約書（様式第5号）、相続人全員の同意書（様式第6号）、および相続人であることを確認できる書類（相続関係図、遺産分割協議書等）
- (5) 複数の者の共有である場合は、共有名義人全員の同意書（様式第6号）
- (6) 共有名義人が死亡している場合は、確約書（様式第5号）、共有名義人の相続人全員の同意書（様式第6号）および共有名義人の相続関係を確認できる書類（相続関係図、遺産分割協議書等）
- (7) 所有権以外の権利の設定がある場合は、当該権利者の同意書（様式第6号）
- (8) 空家等所有者と当該建物の存する土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書（様式第6号）
- (9) 前号の土地所有者が死亡している場合は、確約書（様式第5号）、土地の相続人全員の同意

書（様式第 6 号）

(10) 補助対象者が第 5 条第 1 項第 3 号の承認を得た者である場合は、空家等所有者またはその相続人全員の同意書（様式第 6 号）

(11) 空家等の敷地が、狭あい道路沿いまたは未接道の場合は、道路幅員と工事計画の進入経路を記載した配置図または付近見取図のいずれかおよび写真

(12) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、特別な理由があると認めるときは、前項各号に掲げる書類のうちその一部の提出を省略することができる。

（補助金の交付）

第 10 条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第 7 号。以下「交付決定通知書」という。）により、適当と認めなかったときは、その理由を付し、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 8 号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第 11 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更するときは、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金変更承認申請書（様式 9 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更と認められる場合には、この限りでない。

(1) 事業の変更内容が分かる書類

(2) 工事見積書（変更内容が費用に関する場合）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による内容変更を承認するときは、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金変更承認通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業の中止または廃止）

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、補助対象工事を中止または廃止

する場合は、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業中止（廃止）届（様式第 1 1 号）に交付決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第 1 3 条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業完了報告書（様式第 1 2 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）工事請負契約書の写し
- （2）除却に要した経費の支払を証する領収書の写し
- （3）工事写真（竣工状況、工事中の分別解体の状況等の補助対象工事の内容が確認できるもの）
- （4）その他市長が必要と認める書類

（交付額の決定）

第 1 4 条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付額確定通知書（様式第 1 3 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求書）

第 1 5 条 前条の規定により補助金の交付額確定通知を受けた補助事業者は、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付請求書（様式第 1 4 号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第 1 6 条 市長は、前条の請求書を受理した場合は、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 1 7 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1）この要綱および補助金交付の条件に違反したとき。
- （2）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定または交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の目的に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により取消しをしたときは、文書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部または一部の返還を命ずることができる。

(指導監督)

第19条 市長は、補助対象工事の実施に関して必要に応じて検査し、指示を行い、または報告を求めることができる。

(関係書類の保管)

第20条 補助金の交付を受けた者は、補助対象工事の実施に係る収入支出の帳簿および証拠書類を整備し、補助対象工事の終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報の利用目的)

第21条 市長は、この要綱による除却支援事業の実施に関して知り得た個人情報については、除却支援事業の目的を達成するために必要な限度において国および福井県に提供することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

老朽危険度判定表

| 評定区分                                                                     |                 | 評定項目             | 評定内容                                                                           | 評点  | 最高<br>評点 |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----|----------|
| 1                                                                        | 構造一般の程度         | (1) 基礎           | イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの                                                      | 10  | 45       |
|                                                                          |                 |                  | ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの                                                         | 20  |          |
|                                                                          |                 | (2) 外壁           | 外壁の構造が粗悪なもの                                                                    | 25  |          |
| 2                                                                        | 構造の腐朽または破損の程度   | (1) 基礎、土台、柱またははり | イ 柱が傾斜しているもの、土台または柱が腐朽し、または破損しているもの等小修理を要するもの                                  | 25  | 100      |
|                                                                          |                 |                  | ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、または破損しているもの、土台または柱の数ヶ所に腐朽または破損があるもの等大修理を要するもの | 50  |          |
|                                                                          |                 |                  | ハ 基礎、土台、柱またははりの腐朽、破損または変形が著しく崩壊の危険のあるもの                                        | 100 |          |
|                                                                          |                 | (2) 外壁           | イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽または破損により、下地の露出しているもの                                            | 15  |          |
|                                                                          |                 |                  | ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽または破損により、著しく下地の露出しているものまたは壁体を貫通する穴を生じているもの                      | 25  |          |
|                                                                          |                 | (3) 屋根           | イ 屋根ぶき材料の一部に剥落またはずれがあり、雨漏りのあるもの                                                | 15  |          |
|                                                                          |                 |                  | ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したものまたは軒の垂れ下がったもの                              | 25  |          |
|                                                                          |                 |                  | ハ 屋根が著しく変形したもの                                                                 | 50  |          |
| 3                                                                        | 防火上または避難上の構造の程度 | (1) 外壁           | イ 延焼のおそれのある外壁があるもの                                                             | 10  | 30       |
|                                                                          |                 |                  | ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの                                                      | 20  |          |
|                                                                          |                 | (2) 屋根           | 屋根が可燃性材料でふかれているもの                                                              | 10  |          |
| 4                                                                        | 排水設備            | 雨水               | 雨樋がないもの                                                                        | 10  | 10       |
| 備考 一の評定項目につき該当評定内容が2または3ある場合には、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。 |                 |                  |                                                                                |     |          |

年 月 日

鯖江市長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号  
(署名または記名押印)

鯖江市老朽危険空家等除却支援事業事前調査申請書

標記事業について補助金の交付を受けたいので、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、判定を受けるに当たり、申請に係る建築物の調査のため当該建築物の敷地および建築物内部に立ち入ることに同意します。

|           |    |                                                                                                                                                                                                                |  |                                |  |
|-----------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------|--|
| 建築物所在地    |    |                                                                                                                                                                                                                |  |                                |  |
| 所有者       | 建物 | 住所<br>氏名                                                                                                                                                                                                       |  |                                |  |
|           | 土地 | 住所<br>氏名                                                                                                                                                                                                       |  |                                |  |
| 建築物構造     |    | <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造<br><input type="checkbox"/> その他（                      ）                                                            |  |                                |  |
| 建築物規模     |    | 延床面積                      m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                       |  | 階数   地上        階   地下        階 |  |
| 建築年月      |    | 年        月                                                                                                                                                                                                     |  |                                |  |
| 空き家となった時期 |    | 年        月                                                                                                                                                                                                     |  |                                |  |
| 申込者区分     |    | <input type="checkbox"/> (1) 空家等所有者<br><input type="checkbox"/> (2) (1)の相続人<br><input type="checkbox"/> (3) (1)または(2)に掲げる者から補助対象空家等に係る除却について承認を得た者<br><input type="checkbox"/> (4) その他（                      ） |  |                                |  |

- 《添付書類》
- (1) 空家等の位置図（地図）
  - (2) 空家等の外観写真（全景および空家等の状態が分かる写真）
  - (3) 同意書および誓約書（様式第 2 号）

## 同意書および誓約書

私は、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業事前調査申請に当たり、下記のとおり同意および誓約します。

### 記

- 1 申請書および提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- 2 市税（過年度）の納付状況を調査することに同意します。
- 3 補助金申請に当たり、次の同意を得ます。
  - ・複数の相続人がある場合は、全ての相続人の同意
  - ・複数の者の共有である場合は、全ての共有名義人の同意
  - ・所有権以外の権利の設定がある場合は、全ての権利者の同意
  - ・空家等所有者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者の同意
  - ・所有者またはその相続人以外の者が申請する場合は、所有者またはその相続人の同意
- 4 私は、鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者またはこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
- 5 交付された補助金の全部またはその一部について、鯖江市長から返還の求めがあった場合には、速やかに返還します。

年 月 日

鯖江市長 殿

住 所

氏 名

（署名または記名押印）

第 号  
年 月 日

様

鯖江市長

鯖江市老朽危険空家等除却支援事業事前調査結果通知書

年 月 日付けで申込みのありました標記事業における事前調査について、  
次のとおり判定しましたので、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項  
の規定により通知します。

|          |                                                                                                                                                   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 建築物所在地 | 鯖江市                                                                                                                                               |
| 2 判定項目   | <div><input type="checkbox"/> 該当</div> <div><div><input type="checkbox"/> (1) 老朽危険空家等</div><div><input type="checkbox"/> (2) 準老朽危険空家等</div></div> |

鯖江市長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

（署名または記名押印）

鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付申請書

標記事業について補助金の交付を受けたいので、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

|                       |                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 空家等の所在地               | (地名地番)                                                                                                                                                                                                        |
|                       | (住居表示)                                                                                                                                                                                                        |
| 事前調査結果の<br>通知年月日および番号 | 年 月 日 第 号                                                                                                                                                                                                     |
| 空家等の区分                | <input type="checkbox"/> 老朽危険空家等 <input type="checkbox"/> 準老朽危険空家等                                                                                                                                            |
| 空家等の所有者等              | (住所)                                                                                                                                                                                                          |
|                       | (氏名)                                                                                                                                                                                                          |
| 所有者等との続柄              | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人<br><input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ( )                               |
| 建物の概要                 | (建物の用途) (構造) 造<br>(階数) 地上 階 地下 階 (延床面積) m <sup>2</sup>                                                                                                                                                        |
| 加算の有無                 | 有 ・ 無                                                                                                                                                                                                         |
|                       | <input type="checkbox"/> 主たる構造が木造以外（老朽危険空家等のみ対象）<br><input type="checkbox"/> 延べ床面積が 200 m <sup>2</sup> 以上<br><input type="checkbox"/> 敷地 【 <input type="checkbox"/> 狭あい道路 ( m) <input type="checkbox"/> 未接道 】 |
| 除却に要する費用              | 金 円（消費税抜き）                                                                                                                                                                                                    |
| 補助金申請額                | 金 円（千円未満切捨て）                                                                                                                                                                                                  |
| 施工者                   | (事業者住所)                                                                                                                                                                                                       |
|                       | (事業者名)                                                                                                                                                                                                        |
|                       | (許可(登録)番号)                                                                                                                                                                                                    |
| 除却工事の開始予定日            | 年 月 日                                                                                                                                                                                                         |
| 除却工事の完了予定日            | 年 月 日                                                                                                                                                                                                         |

《添付書類》

- (1) 直近 3 月以内に交付された空家等の登記事項全部証明書または未登記の場合は直近 3 月以内に交付された所有者が記載された固定資産評価証明書
- (2) 直近 3 月以内に交付された申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- (3) 工事見積書（費用の内訳が分かるもの）の写し
- (4) その他 ( )

年 月 日

## 確 約 書

鯖江市長 殿

鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金の交付申請に係る下記の空家等について、現在、（建物・土地）に関しての相続手続きが終わっていませんが、私が代表となって空家等の除却工事を実施しようとするもので、相続人の間に補助対象空家等に係る紛争等が生じたときは、私が責任を持って解決します。

記

補助対象空家等の所在地

\_\_\_\_\_

補助対象空家等の所有者

\_\_\_\_\_

補助対象空家等の存する土地の所有者

\_\_\_\_\_

年 月 日

申請者

住 所

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_

（署名または記名押印）

同 意 書

鯖江市長 殿

下記の補助対象空家等について、 が除却工事および鯖江市老朽危険  
空家等除却支援事業の補助金に関する一切の手続を行い、除却することに同意します。

記

1 補助対象空家等の概要

|       |  |      |  |
|-------|--|------|--|
| 所 在 地 |  |      |  |
| 建 築 年 |  |      |  |
| 用 途   |  | 延床面積 |  |
| 構 造   |  | 階 数  |  |

2 補助対象空家等を除却しようとする者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日

同意者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

（署名または記名押印）

鯖江市指令防第      号

年      月      日

様

鯖江市長

鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付決定通知書

年      月      日付けで申請のあった標記事業補助金について、鯖江市老朽危険空家等  
除却支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知しま  
す。

|                |                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交 付 年 度        | 年 度                                                                                                                                                                                                                       |
| 交付決定額          | _____ 円                                                                                                                                                                                                                   |
| 交付の条件<br>および指示 | (1) 交付申請の内容等に変更がある場合は、市長の承認を受けること。<br>(2) 除却工事が予定の期間内に完了しないときまたは事業の遂行が困難<br>となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。<br>(3) 除却工事を中止するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。<br>(4) この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。<br>(5) 除却工事終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。 |

第 号  
年 月 日

様

鯖江市長

鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記事業補助金について、鯖江市老朽危険空家等  
除却支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので  
通知します。

|        |  |
|--------|--|
| 不交付の理由 |  |
|--------|--|

鯖江市長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号  
(署名または記名押印)

鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記事業補助金について、交付申請の内容を変更したいので、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

|              |                                               |
|--------------|-----------------------------------------------|
| 補助対象空家等の所在地  |                                               |
| 変更内容         |                                               |
| 変更理由         |                                               |
| 補助対象工事に要する費用 | 変更前 円<br>変更後 円                                |
| 添付書類         | (1) 事業の変更内容が分かる書類<br>(2) 工事見積書（変更内容が費用に関する場合） |

第 号  
年 月 日

様

鯖江市長

鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった標記事業補助金について、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

|                          |                            |       |   |
|--------------------------|----------------------------|-------|---|
| 補 助 対 象 空 家 等<br>の 所 在 地 |                            |       |   |
| 変 更 内 容                  |                            |       |   |
| 変<br>更<br><br>後          | 補 助 対 象 工 事<br>に 要 す る 費 用 | 変 更 前 | 円 |
|                          |                            | 変 更 後 | 円 |
|                          | 補 助 金 の 額                  | 変 更 前 | 円 |
|                          |                            | 変 更 後 | 円 |

年 月 日

鯖江市長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号  
(署名または記名押印)

鯖江市老朽危険空家等除却支援事業 中止（廃止）届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた表記事業について、次の  
とおり中止（廃止）したいので、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の  
規定により届け出ます。

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 補 助 対 象 空 家 等<br>の 所 在 地 |  |
| 中 止 （ 廃 止 ） の<br>理 由     |  |

年 月 日

鯖江市長 殿

報告者  
住 所  
氏 名  
電話番号  
(署名または記名押印)

鯖江市老朽危険空家等除却支援事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業が完了しましたので、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

|             |       |
|-------------|-------|
| 補助対象空家等の所在地 |       |
| 補助対象経費      | 円     |
| 補助金交付決定額    | 円     |
| 除却工事完了年月日   | 年 月 日 |

《添付書類》

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 除却に要した経費の内訳が分かる書類
- (4) 工事写真（竣工状況、工事中の分別解体の状況等が確認できるもの）

第 号  
年 月 日

様

鯖江市長

鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した標記事業補助金について、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、補助金の額を確定したので次のとおり通知します。

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 補助金交付<br>確 定 額 | <div>_____円</div> |
|----------------|-------------------|

年 月 日

鯖江市長 殿

請求者  
住 所  
氏 名  
電話番号  
(署名または記名押印)

鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のありました標記事業補助金の支払を受けたいので、鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、次のとおり請求します。

| 補 助 金 請 求 額 |                 | 金 円                                                     |  |  |  |  |  |  |
|-------------|-----------------|---------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 振<br>込<br>先 | 金融機関名           |                                                         |  |  |  |  |  |  |
|             | 本店・支店名          |                                                         |  |  |  |  |  |  |
|             | 預金種目            | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 |  |  |  |  |  |  |
|             | 口座番号            |                                                         |  |  |  |  |  |  |
|             | (フリガナ)<br>口座名義人 |                                                         |  |  |  |  |  |  |